

記号の見方 日時 会場 内容 対象 定員 費用 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ FAX 444-0815

みんなの広場

伝言板

催し・講座

八街市体育協会弓道専門部 初心者弓道教室

5月6日(土)～6月24日(土) (全8回)

午前9時30分～午後0時30分
スポーツプラザ

対 中学生以上で未経験者および初・二段までの方

費 20000円(全8回分)

4月30日(日)

問 中村 進

☎090・5400・2632

お知らせ

隣地から越境してきた竹木の枝が切除できます

隣地の竹木の枝が境界線を越えてきた場合は、竹木の所有者が切除することとなります。民法の改正により令和5年4月1日以降は、次の条件のいずれかに該当する場合には、越境された土地の所有者は、越境している部分の枝を自ら切除できるようになりました。

条件

・竹木の所有者に催告後、相
当の期間内に切除しないとき

・竹木の所有者を知ることができず、または所在を知ることができないとき

・急迫の事情があるとき

詳しくは、法務省「令和3年民法・不動産登記法改正、相続土地国庫帰属法のポイント」一部抜粋をご覧ください。

法務省

☎03・3580・4111(代)



国民年金保険料学生納付特例制度

20歳以上の方は、学生でも国民年金に加入する必要がありますが、一般的に学生は所得が少ないため、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象者は、学校教育法に規定する大学(大学院)・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校に在学する学生などで、本人の前年所得が、次の計算式で算出した金額以下であることが条件です。

所得基準(申請者本人のみ)
128万円+扶養親族等の数×38万円

申請方法

申請書と必要書類などを添えて国保年金課または年金事務所に提出してください。
お持ちいただくもの
・学生証のコピー(両面) または在学証明書(原本)
・年金手帳または基礎年金番号通知書

号通知書

マイナンバーカードまたは運転免許証など本人確認ができるもの

承認期間は4月～翌年3月の1年間ですが、承認を受けた翌年度も在学の場合は、翌年の3月末に、再申請のほうを送付します。

審査申請の受付

八街市の建設工事、測量・コンサルタント、物品、委託の入札に参加するためには、「八街市入札参加資格者名簿」に登録されていることが必要です。登録を希望する方は、入札参加資格審査申請(随時申請)の手続きをしてください。

令和4・5年度入札参加資格

申請方法など詳しくは、ちば電子調達システムホームページの「令和4・5年度入札参加資格審査申請マニュアル」をご覧ください。

ちば電子調達システム

<https://www.chiba-e-pis.supercals.jp/portalPublic/>
ちば電子調達システム サポートデスク
☎441・5551

令和5年度前期技能検定

技能検定とは、働くうえで身につける、または必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度です。試験の難易度によって1級、2級、3級に分かれます。また、職種によっては難易度を分けな

市・県民税(住民税)を公的年金から特別徴収します

4月1日現在、65歳以上で公的年金を受給されており、市・県民税(住民税)の納付義務がある方は、公的年金部分の住民税を公的年金から天引きをして納付(特別徴収)することと定められています。初めて年金から天引きされる方は10月から開始となります。公的年金からの特別徴収は、前年度の特別徴収税額(年税額)の2分の1に相当する額を3回(4月・6月・8月)に仮徴収し、令和5年度の「年金所得分の住民税決定額」から

受検資格

原則、各職種とも所定の実務経験が必要
受検手数料(一般)
実技 18200円
学科 3100円

受付期間

4月3日(月)～14日(金)

試験実施日

6月6日(火)～9月10日(日)の期間に指定する日

千葉県職業能力開発協会ホームページ

職業能力開発協会ホームページをご覧ください。

千葉県職業能力開発協会技能検定課

☎296・1150

千葉県動物愛護センター動物愛護事業(4月～6月分)

犬のしつけ方教室(要予約)
基礎講座1(無料・犬同伴不可)
犬の本能と修正、しつけ方
法の講義、モデル犬によるデモンストレーション
4月27日(木)・5月25日(木)・6月22日(木)
午前10時～正午
動物愛護センター本所
(富里市御料709・1)

定10人(先着順)

※実技講座へのお問い合わせ・申し込みは、(公財)千葉県動物保護管理協会(☎214・7814)にご連絡してください。

犬のしつけ方(動画配信)

犬のしつけ方をYouTubeで動画配信しています。当センターホームページのちば電子申請システム「犬のしつけ方教室(基礎講座)動画配信の申し込み」から応募

市・県民税(住民税)を公的年金から特別徴収します

4月1日現在、65歳以上で公的年金を受給されており、市・県民税(住民税)の納付義務がある方は、公的年金部分の住民税を公的年金から天引きをして納付(特別徴収)することと定められています。初めて年金から天引きされる方は10月から開始となります。公的年金からの特別徴収は、前年度の特別徴収税額(年税額)の2分の1に相当する額を3回(4月・6月・8月)に仮徴収し、令和5年度の「年金所得分の住民税決定額」から

ら仮徴収分を差し引き、残額を3回(10月・12月・令和6年2月)に分割して天引き(本徴収)します。公的年金以外の収入に対する住民税は、今までと同じように給与からの天引きや納付書での納付となります。

令和5年度の市・県民税決定通知は6月上旬頃の送付予定です。

ご理解・ご協力をお願いします。

課税課 ☎443・1116

犬と猫の出会いの場

県民の方が飼っている犬猫の新しい飼い主さんを探しています。詳しくは、千葉県ホームページの「犬と猫との出会いの場」でご確認ください。

※マッチングは両者間のメールで調整してください。

千葉県動物愛護センター

☎0476・93・5711

やちまた駅北口市を開催します

4月9日(日)(雨天中止)
午前10時～午後3時
八街駅北口広場
八街産落花生や新鮮野菜などの販売・さまざまなステイジイベント

やちまた未来(小野)

☎444・6007